

★注意事項

1 この申請は、本人確認書類を持参の上、本人が手続をしなければいけません。やむを得ず代理人が申請する場合には、委任状が必要です。

2 満15歳未満の方と意思能力を有しない者は、印鑑登録ができません。成年被後見人の方は法定代理人（成年後見人）の方が同行している場合は申請できる場合があります。

3 登録できない印鑑がありますので、窓口でお尋ねください。

4 本人申請で保険証などの顔写真なしの身分証での本人確認又は代理人からの申請の場合は、即日登録ができません。郵送された照会書を持って、後日回答に来庁された際に登録証が交付されます。

5 本人申請で、次の場合は即日登録が可能です。

- (1) 官公署の発行した有効期限内の運転免許証、パスポート、個人番号カード等をお持ちの方
- (2) 保険証等の顔写真なしの身分証をお持ちの方で、表面の保証書（※1）により保証がなされたとき

（※1）保証書について

印鑑登録者本人が登録申請を行う場合に限りま
す。保証書欄には既に印鑑登録を受けている方（保
証人）の署名押印（登録印）が必要です。

【保証書に添付するもの】

ア 保証人が新座市に居住の場合

- ① 保証人の登録印
- ② 保証人の印鑑登録証（カード）

イ 保証人が新座市外に居住の場合

- ① 保証人の登録印
- ② 保証人の有効な印鑑登録証明書（3か月以内のもの）1通

◎ 印鑑登録時及び印鑑登録証受領の際、事務処理上本人確認書類の写しをとらせていただいておりますので、ご協力をお願いいたします。

★NOTES

- 1 Seal registration should be applied in person (a resident card is required) , if an application is made through a proxy , a letter of proxy is also required.
- 2 Applicants must not be under the age of 15 or person who do not have willingness. But an adult ward with an adult guardian may be able to apply.
- 3 Registrable seal's size, design, material, etc. are regulated. Please ask for more details.